

# きょうどう

2013年1月1日号  
NO. 18

経営理念

- 一 納税者の権利を守り、経営と暮らしの発展をめざします。
- 一 憲法を擁護し、民主的・公正な税制と税務行政の確立をめざします。
- 一 地域と共存し、中小事業者と社会の発展に貢献します。



「菊池溪谷」

写真提供 〓 はざま美容室 金光磨佐也様

明けまして

おめでとうございます

2013年の新しい年を迎えました。明けましておめでとうございます。

昨年2012年は、様々なことがありました。年の瀬を控え忙しいさなかに、民主党「野田総理」が「破れかぶれ」の解散を行い、12月16日投票の総選挙を実施しました。

その結果民主党は地滑り的な大敗を喫しました。大敗の理由は、中でも任期中は「消費税」の引き上げはしないとの「公約」を投げ捨て、「消費税」の倍増を決めたことにあります。

一方「自民党」が勝利を収めました。しかしその要因は、低投票率と多党乱立のもと、「自民党」が4割の得票で8割の議席を占めたことに見られるように、「小選挙区制」のなせるわざです。

大勝した「安倍総裁」は早速に、わが国の支配層の一方である財界へのご挨拶に伺い、TPPへの参加や法人税の引き下げなどの要請を受けた模様です。

初春には、わが国のもう一方の支配層であるアメリカ詣でをする予定になっています。

TPPについては、選挙中は参加しないと発言していましたが、国民とりわけ農業者との矛盾を深めることになりかねません。さらに「安倍総裁」の持論である自衛隊を国防軍に「平和憲法」9条を改正して集団的自衛権に、アメリカのすすめる戦争に参加できるようにするというのです。「平和憲法」は、アメリカが押し付けた憲法だから改正するというのですが、占領中に押し付けられた「日米安保条約」で進駐軍が在日米軍と名前こそ変わっても、戦後60年以上に亘って外国の軍隊の駐留を許していることにも目を向けてほしいものです。

代表社員 甲斐健彦

# 【顧問先訪問】

法人名：有限会社 よしおか  
所在地：熊本市北区植木町亀甲 1526-1  
代表取締役：吉岡 宏倫  
設立年：平成13年5月  
事業内容：公衆浴場、飲食業  
役員：2名  
従業員：20名



今回は植木町で家族湯と飲食店を経営される有限会社よしおか さんを訪問しました。

**Q：お店の特徴は。**

**A：**全 17 室の家族湯で成分はナトリウム-炭酸水素塩。お湯は毎回、お客様ごとに抜き替えをしています。それから私が大阪の割烹での修業、料亭の経営経験も活かし2階の食事処「和楽」ではしっかりした料理を提供させていただいています。

**Q：家族湯の経営で苦労するところは？**

**A：**炭酸水素塩泉は「鉄分」が強く体にいい分、鉄と塩が多いので機械に悪く、温泉を汲み上げる水中ポンプは高額ですが4年くらいしか持ちません普通の温泉は10年に1回くらいでいいんですけど、現状維持のための「コスト」「維持費」はかかりますね。土日はお客さんが沢山来られますが、やはり平日は少ない。家族湯は時間とお部屋で制限があるので経営はかなり厳しいところです。



**Q：7.12 豪雨災害で大変な被害だったそうですが**

**A：**警備会社からの連絡をうけ急ぎ到着しましたが「洒落にならない」絶句しました。パソコン、書類をバンバン車に詰め込んでいたら水が「バナーツ」と入ってきて腰の高さまできて身の危険を感じ逃げたんですが、一面見る限り「海」のように正面は崖崩れ、車は浮いて流れ、流木が橋に当たって物凄いい音がして恐ろしくなりました。何日か経ちやっと水が引いて店に来てみると店中、泥まみれで「どぎゃんしょうか・・・」と今度は「笑う」しかないという状況でした。

## 九州北部豪雨災害を乗り越えて

♨️ 温泉邸 湯〜庵 ♨️



**Q：お店再開までの間に色んな思いがあるとか？**

**A：**遠くは東京から友人がカッパにスコップで帰ってきてくれ物心両面で助けてくれました。「励ます会」「復興コンペ」と、励ましてもらう内に段々それに慣れてくる自分に気づき昨年の事を思い出しました。東日本大震災のときにJC(青年会議所)の仲間と1週間、岩手に行ったんですが何か変な気分でした。帰ってきたんです、「喜ばれてない」みたいな気がして。でも今回、自身が災害に遭って解ったんです。当時の東北の皆さんは「違う欲求」が



あったんじゃないのか？家が流され、大事な家族が流され「感情」が無くなってたんじゃないかと。僕らは店が被災ただけで、まだ前向きに考えられるなと感じました。

**Q：今後の展望は**

**A：**目指すところは「家族湯」を熊本県の文化として認めてもらいたい。熊本の方はあまりご存じないけど県外には家族湯があまりなくて条例上、家族湯が作れない県もあるんです。それなら行政と一体にアピールして県外からも沢山来ていただき「家族湯サミット」とか開催できたらいいですね。



編集後記：社長の吉岡さんと妹の扶美さんは、温泉ソムリエ協会公認の「温泉ソムリエ」だそうです。お正月は家族湯でゆっくりされてみてはいかがでしょうか。 <所報スタッフ一同>

# 全白色申告者に “記帳義務” ！

## 権利主張・自己防衛

### ～「改正」 国税通則法への対応～



「改正」 国税通則法は平成 23 年 12 月 2 日公布され、一部は同日から施行されていましたが、今年 1 月 1 日から本格施行されます。その主な「改正」事項と対応は次のとおりです。

#### ① 税務調査手続きの明確化

＝平成 25 年 1 月 1 日以後開始する調査から適用。

☆「調査の通知」があったら 実地調査の通知の際は、調査日時や目的など 10 項目の事項を通知しなければならないことになっています。あわせて、**通知してきた担当者の氏名を確認して、「共同経理に連絡して、税理士と協議してくれ」と伝えて、調査通知があったことを、すぐに共同経理にご連絡ください。**調査の応諾を即答する必要はありません。

☆予告なしで調査に来たら 「代理人である税理士の立会なしの調査には応じられない」と調査の開始を拒否して、すぐに共同経理にご連絡ください。税理士が到着するまで、事務所や居宅に招き入れないで下さい。

#### ② 更正の請求期間の延長

＝平成 23 年 12 月 2 日以後に法定申告期限が到来する年(度)から適用。

<併せて更正処分の出来る期間も延長された>

☆申告の誤りに気付いたら 申告の後で、納税額が多すぎたり、還付申告を少なく申告していたような場合の「更正の請求」の可能期間が<1年間>から<5年間>に延長になりました。この制度を援用するためには請求事項の証明が求められるために、確定申告書やそのもととなった帳簿書類や資料の保管が必要となります。

#### ③ 理由附記の実施

＝原則として、平成 25 年 1 月 1 日以後の処分から適用。

☆全事業者への記帳義務が強化 個人の白色申告者に対する「記帳・帳簿等の保存義務の拡大」(別項；税制「改正」参照)とセットで実施されるため、白色申告者は自己防衛のためにも、一定の記帳と帳簿・書類の保存が必須となります。

#### ④ 罰則の強化

＝様々な局面で罰則が強化されました。国の主権者として毅然と対応します。

**復興増税  
消費税倍増**

**襲いかかる増税・徴税強化**

【平成23・24年度の主な税制「改正」】

**記帳義務**

<b>復興特別所得税・住民税 《新設：増税》</b>	
①基準所得税額に 2.1% 課税（加税）	①平成25年～49年までの25年間
②県民税、市町村民税の均等割に 各 500円 加税	②平成26年～35年までの10年間
<b>復興特別法人税 《新設・増税》</b>	
* 基準法人税額に 10% 課税（加税）	* 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度の3期間
<b>給与所得控除に上限設定 《増税》</b>	
* 給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除は 245万円を上限 とされた	* 平成25年1月1日以後に支払う給与について適用
<b>消費税率の引き上げ 《大增税》</b>	
①8%に引上げ（3%UP）	①平成26年4月1日
②10%に引上げ（更に2%UP）	②平成27年10月1日
<b>免税事業者の縮減 《増税》</b>	
* 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（右記*）の課税売上高（又は支払給与等の合計額）が1,000万円を超えるときは、納税義務が免除されない（課税事業者となる）こととされた	* <個人>前年1月1日から6月30日までの期間
	* <法人>前事業年度開始の日以後6ヵ月の期間（原則）
	《適用》平成25年月1日以後開始する事業年度から
<b>「95%ルール」の見直し 《適用除外》</b>	
・課税売上高が5億円を超える事業者については、課税売上割合が95%以上でも、仕入税額全額控除が適用されないこととなった。	* 平成24年1月1日以後開始する事業年度から適用
<b>記帳・保存義務 《拡大・強化》</b>	
* 事業所得・不動産所得・山林所得のあるすべての事業者に、記帳義務が課される。 * 法定帳簿（収入や経費の帳簿）は7年間、その他の帳簿・書類は5年間の保存が必要。	* 平成26年1月から

<b>法人税率の引下げ 《減税》</b>		改正前	改正後
区分 適用関係		H24.4.1前開始 事業年度	H24.4.1以後開始 事業年度
中小法人	年800万円以下の部分	18%	15%
	年800万円超の部分	30%	25.5%
中小法人以外		30%	25.5%
公益法人等	年800万円以下の部分	18%	15%
	年800万円超の部分	22%	19%

<改正後の税率に「復興特別法人税10%」が付加される>

※表 I

<b>住宅取得等資金贈与税の非課税措置の拡充</b>		* 平成24年1月1日から平成26年12月31日間の資金贈与で、一定の要件を満たす場合、下表の金額まで贈与税が非課税となる。	
区分	平成24年	平成25年	平成26年
①省エネ・耐震性等優良住宅	1,500万円	1,200万円	1,000万円
②上記外の住宅	1,000万円	700万円	500万円

\* 東日本大震災の被災者の場合、各年とも①=1,500万円、②=1,000万円、面積要件なし



## 相続が“争族”にならないために ②

### 三 贈与の活用

### ＜贈与税の基礎知識＞

- ・ 贈与とは…「当事者の一方が自己の財産を無償で相手方と与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる」契約のことをいいます。(民法第 549 条)
- ・ 贈与税は…贈与により、その財産をもらった人(受贈者)に対して贈与税がかかります。その年にもらった財産の合計額が基礎控除額(110 万円)以下であれば、贈与税はかかりません。いくつかの「特例」があります。上手に活用して節税、相続対策が出来ます。

### ＜贈与による相続税対策＞

#### ① 基礎控除額以下での連年贈与

相続開始(被相続人の死亡)までに間がある場合の、長期の対策として有効です。子や孫などに 110 万円以下の預貯金を贈与するやり方が一般的ですが、「やるつもり」の名義使用だけでは贈与と認められません。また、相続開始前 3 年以内の贈与額は相続財産に加算されます。ご注意ください。

#### ② 配偶者への居住用不動産の贈与

婚姻期間 20 年以上の配偶者が、居住用不動産またはその購入資金の贈与を受けた場合、配偶者控除 2,000 万円と基礎控除の合計額 2,110 万円までは贈与税がかかりません。相続開始前の贈与で相続時の遺産額を圧縮することが出来ます。3 年以内贈与額加算の対象にはなりません。

#### ③ 住宅取得等資金の贈与

① 20 歳以上の人から ② 両親・祖父母等から ③ 住宅取得等のための資金 の贈与を受けた場合、下表(P. 4 ※表 I 参照)の金額まで非課税となります。基礎控除額又は相続時精算課税の特別控除額 2,500 万円に上乗せすることが出来ます。

(住宅用家屋の床面積が 240 m<sup>2</sup>以下が要件、東日本大震災の被災者は面積要件なし)

#### ④ 相続時精算課税制度

① 65 歳以上の親から ② 20 歳以上の子が 贈与を受けた場合、「相続時精算課税制度」を選択できます。特別控除額 2,500 万円(累積)までは課税されず、これを超えた部分には一律 20%の税率適用となります。相続開始前に財産を分配するためには有効ですが、相続財産に加算されますので、この制度選択と贈与財産の選択には注意が必要です。

※平成 26 年 12 月 31 日までの、住宅取得等資金の贈与の場合は、贈与者である親が 65 歳未満であっても相続時精算課税の選択が出来ます。

## 甲斐健彦の自分史

不定期掲載でお届けしております、甲斐健彦の自分史(市議員編)です。

2期目の挑戦は無念の落選。しかし「リクルート事件」で大騒ぎの中での平成元年の選挙では「トップ当選」で再び咲きます。不正を許さない共産党議員が不在の4年間には後に「菊ルート事件」とも言われる「汚職」が発生していました… どうぞお読みください。

「清潔な市政を求めて

### 菊池市の汚職摘発の闘い」

昭和60年2月私は、菊池市議選の2期目に挑戦しました。それまでの4年間、現市民広場を「寿屋」から取り戻すために大奮闘しましたが、その結論を得ぬままに選挙に突入しました。その結果8票差の次点で落選してしまいました。選挙後の3月には議会が開かれます。これまで落選して3月議会に出てきた者はいなかったようですが、私はここで挫けてなるものかと、出席して一般質問を行いました。

「私はこの4年間、「寿屋」に売却した土地を取り戻すこと、とりわけ市民本位の政治を求め、市政の監視役の役割を果たすために頑張ってきました。これからの4年間、共産党のいない議会になりませんが、当選された議員の皆さんが、市政の監視役の役割を果たし、汚職のない清潔な政治を築くようにして欲しい。」

旨の発言をして議会を去りました。

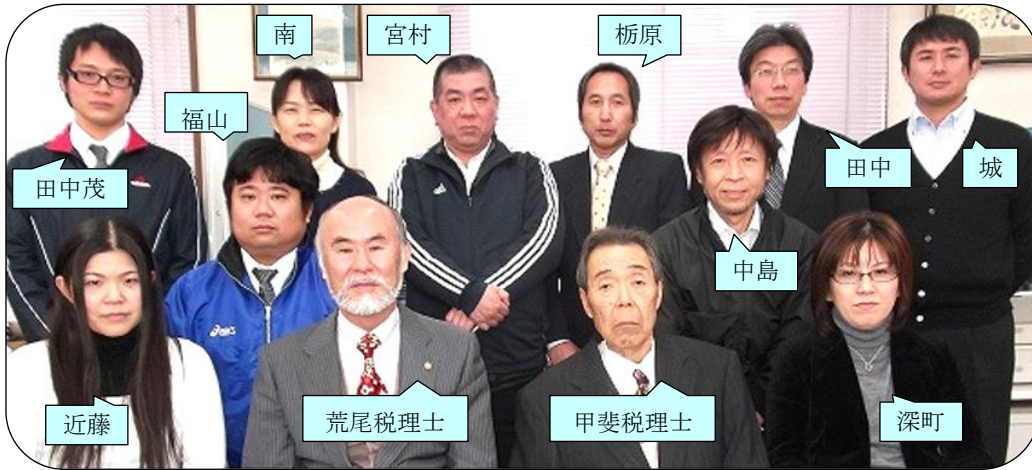
その後国政では「消費税」導入の動きが急を告げることになりました。私は税理士としての職業からも、「消費税」導入反対の街頭宣伝をおこないました。街頭宣伝で多くの市民の皆さんと会話をしているようだと噂がきこえてきました。その後は、「消費税」導入反対とともに、汚職腐敗のない清潔な市政を呼びかけ菊池市内の隅々までくり返し街頭宣伝で訴えてきました。



票に相当する千八百四十票の得票をえて、トップ当選を果たすことができませんでした。当選の様子はNHKのニュースなどで全国に放送されました。

私は新しい議会でも汚職を許さぬ清潔な政治を求めて頑張りました。そしてその年の5月、収賄容疑で市長が逮捕されることになりました。圧倒的多数の市民の声に、警察当局も動かざるを得なくなったものと思われれます。

市長不在の中、助役・収入役が議員を集めて、今後私たちが頑張って市政を担当していきますから宜しくとの挨拶がありました。助役の挨拶が終わってから私はすかさず、よその汚職は業者との癒着によって発生しているが、菊池の汚職はよそと違って職員採用等で汚職が発生している、助役・収入役採用には、不正はなかったのかと追及しました。しかしその場では返事はありませんでした。その一週間後に両者とも逮捕されることになりました。



# 新春のお慶びを 申し上げます



振子は、右に左にただ揺れ動いているだけのようだが、一振りごとに確実に時を刻んでいる。のっぼの古時計は、百年休むことなくチクタク働き続けておじいさんと共に動きを止めた。ところが、政界の古時計がまた動き出して歴史を100年逆転させようとしている。一度お役御免になった耐用年数経過の古時計の出番ではない。古時計は骨董屋に引き取ってもらって、平和な未来への新しい時を刻む確かな時計に掛け替えよう。(荒尾壽味雄)

たった3分間のラジオ体操が続きません。  
『継続は力なり』 今年目標です。  
(深町友美子)

あらためて大好きな日本国憲法前文を読みました。今年は憲法をめぐる議論が活発化するでしょう。憲法を護り憲法が息づく社会となるよう行動したいと思います。(田中芳幸)

### 整理整頓！

遅い仕事を少しでも早くできるように、心がけます。今年もよろしくお祈りします。  
(宮村裕盛)

今年はよい年になるように何事にも前向きに取り組んで行きたいと思っております。よろしくお祈りします。  
(城雅之)



今年5回目の年男＝つまり還暦。でも気持ちは29歳。そう思い続け行動することで、脳は活性化され進化し続けるそうです。だから気持ちは若く、でも孔子になら<sup>みみしたが</sup>って耳順うようにしたいと思っています。(栃原克就)

健康だったら何でもできる！そして挑戦！やる気を忘れたら、年老いていく。今年は実(巳)のある年でありますように。(中島繁治)

じわ〜と体力が衰えているのを実感します。活力をもって諸事に当たれるよう、まず体力をつけて、それを保持するのが目標です。  
(南伸子)

例年通りダイエットするつもりが、太ってしまったので今年こそは・・・ (福山俊一)

感謝の気持ちを忘れることなく、明るく元気に頑張ります。  
(近藤梨英子)

去年は多くのことを勉強させていただいた1年でした。今年もよろしくお祈りします。  
(田中茂雄)

## 元気になって職場復帰しました・・・中島繁治

一昨年2月中旬から風邪の症状で始まった体調不良は、血液検査で異常が見つかり、3月25日から国立病院に入院しました。そして、3月30日には急性骨髄性白血病（M6）の告知を受けました。

4月1日から抗がん剤治療（寛解導入療法）が始まりました。この後、骨髄移植に向けて兄弟や家族のHLA適合検査（白血球の型）がありましたが、すべて不適合だったため、骨髄バンクに登録しました。

適合するドナーがすぐに見つからないケースも多いと主治医から説明を受け、不安の中、治療に専念すると共に死を覚悟して夜も眠れない日々でした…。

適合するドナーの方が5名ほど見つかったと聞いた時は、命を繋ぐチャンスを頂けたという感謝の気持ちでいっぱいでした。

以後、3回の抗がん剤治療（寛解後療法＝地固め療法）を受け、そして9月27日から超大量化学療法（骨髄細胞をすべて殺す）を受け10月4日には骨髄移植（同種造血幹細胞移植）を受けました。その後、免疫反応（GVHD）等副作用が出ました。

昨年6月くらいまでは、味覚障害・微熱・皮膚疾患等が続いたりしましたが時間の経過とともに少しずつ回復していきました。7月くらいから職場にも少しずつ顔を出し仕事に慣れていきました。

そして10月からは正式に職場復帰しました。10月の骨髄検査では、CR（完全寛解）と認められました。免疫抑制剤による食事制限や感染症予防等ありますが、元気に仕事をしております。ドナー様からいただいた命の絆を大切にしながら生きていきます。顧問先や職場の皆様には、この間たいへん心配をかけご迷惑をおかけしました。

今後また、よろしく願いいたします。

### 《世界最高齢者は赤旗読者》

昨年の12月17日、115歳の世界最高齢者となった京都の木村次郎右衛門さんは、「しんぶん赤旗」の30年以上の読者で、「赤旗はいろんなことを教えてください」ので、全部の紙面がおもしろい」「戦争中の体験は、いま思い出してもぞっといたします。二度と戦争はしてはなりません」などと語っています。ちなみに今年は、甲斐・荒尾両税理士と柘原職員は「年男」です。



### 税務スケジュール

1月 4日(金)	10月決算法人の確定申告期限
1月21日(月)	24年7月～12月分源泉所得税納期特例届出書提出者の納期限
1月31日(木)	給与支払報告書・支払調書の提出
11月決算法人の確定申告期限	
2月28日(木)	12月決算法人の確定申告期限
3月15日(金)	24年分所得税の確定申告期限
4月 1日(月)	24年分消費税の確定申告期限
1月決算法人の確定申告期限	
4月30日(火)	2月決算法人の確定申告期限
5月31日(金)	3月決算法人の確定申告期限
7月 1日(月)	4月決算法人の確定申告期限



仕事始め 1月 7日(月)

### ※無料法律相談のご案内

毎月10日（土・日・祝日は前後します）に弁護士による法律相談を受け付けています。ご希望の方は事前の予約をお願い致します。

今後の日程は、1月10日(木)・2月8日(金)・3月8日(金)  
4月10日(水)・5月10日(金)・6月10日(月)となっております。

《受付：12時30分から 相談開始：13時から》

\*お知り合いでお困りの方へもお知らせ下さい。

### 【編集と発行】

税理士法人 第一経営共同經理  
〒861-1305 菊池市北宮 317-15  
TEL 0968(25)1036  
FAX 0968(24)5266

参考にさせていただきますので、所報「きょうどう」に対する、ご意見やご要望をお聞かせください。